

静岡県告示第648号

静岡県スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱（昭和55年静岡県告示第443号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月11日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>第4 実施方法</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>第4 実施方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 知事は、スモン患者が歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、施術所が患家の求めに応じて患家に赴き、本事業により施術を行った場合には、スモン患者に対し、往療料を交付することにより事業を実施するものとする。この場合において、交付する往療料の額は、患者1人1回につき2,300円（原則、片道16キロメートル以内）とする。ただし、実際に要した費用がこの金額に満たない場合は、当該要した費用とする。</p>
<p>第7 施術受給者の決定</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 知事は、1により給付の承認の決定をするに当たっては、第6に規定する書類を受理した日分以降の施術費について給付の承認の決定をするものとする。ただし、特別の事情により当該書類が所轄保健所長に提出された後受理されるまでに相当の日時を要した場合には、当該事情の継続した期間についても承認することができるものとする。</p>	<p>第7 施術受給者の決定</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 知事は、1により給付の承認の決定をするに当たっては、第6に規定する書類を受理した日分以降の施術費及び往療料（以下「施術費等」という。）について給付の承認の決定をするものとする。ただし、特別の事情により当該書類が所轄保健所長に提出された後受理されるまでに相当の日時を要した場合には、当該事情の継続した期間についても承認することができるものとする。</p>
<p>第10 施術費及び研究謝金の請求</p> <p>1 施術費の請求書は、受給者に対し、施術を行った施術所が受給者の了承を得て<u>スモン施術費請求書</u>（様式第6号）を、各月の施術ごとに施術を行った日の属する月の翌月の15日までに、知事に提出することにより行うもの</p>	<p>第10 施術費等及び研究謝金の請求</p> <p>1 施術費等の請求書は、受給者に対し、施術を行った施術所が受給者の了承を得て<u>スモン施術費等請求書</u>（様式第6号）を、各月の施術ごとに施術を行った日の属する月の翌月の15日までに、知事に提出することにより行う</p>

とする。

2 知事がやむを得ないと認める理由により前項の規定によることができない施術費の請求は、受給者がスモン施術費請求書（様式第7号）を、各月の施術ごとに、施術を行った日の属する月の翌月の15日までに、所轄保健所長を経由し、知事に提出することにより行うものとする。

3 (略)

第11 施術費及び研究謝金の支払

知事は、施術費及び研究謝金の請求があった場合は、額を確認し、速やかに、支払うものとする。

ものとする。

2 知事がやむを得ないと認める理由により前項の規定によることができない施術費等の請求は、受給者がスモン施術費等請求書（様式第7号）を、各月の施術ごとに、施術を行った日の属する月の翌月の15日までに、所轄保健所長を経由し、知事に提出することにより行うものとする。

3 (略)

第11 施術費等及び研究謝金の支払

知事は、施術費等及び研究謝金の請求があった場合は、額を確認し、速やかに、支払うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第6号中「スモン施術費請求書」を「スモン施術費等請求書」に、

「マッサージ施術費」を「マッサージ施術費等」に、

「施術の内容」を「施術等の内容」に、

「2 施術の内容欄には、はり、きゅう、はりときゅうの2術併用又はマッサージの別を記入してください。」

「2 施術等の内容欄には、はり、きゅう、はりときゅうの2術併用、マッサージ又は往療料の別を記入してください。」

同様式（裏）中「施術費」を「施術費等」に改める。

様式第7号中「スモン施術費請求書」を「スモン施術費等請求書」に、

「

マッサージ	
合計	

を

」

「

マッサージ	
往療料	
合計	

に改める。

」

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、この告示の施行の前に静岡県スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、別に定める日までにおいて施行後の規定及び様式により再申請ができる。